

**令和7年度**

**第17期第10回海区漁業調整委員会  
議事録**

**令和7年11月17日  
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和7年11月17日(月) 午前10時から11時16分まで

場所 三重海区漁業調整委員会委員室

#### 議題

- 1 議案1 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
- 2 議案2 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について
- 3 議案3 区画漁業(藻類養殖業)に係る三重海区漁場計画の変更のための公聴会の開催について
- 4 議案4 うみがめ等の採捕に関する委員会指示について
- 5 議案5 くろまぐろ養殖業に関する委員会指示について
- 6 報告事項1 令和7年度和歌山・三重連合海区漁業調整委員会の結果について
- 7 報告事項2 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について
- 8 その他
  - (1) 真珠養殖いかだ登録票の貼付状況等調査結果について
  - (2) 次回の委員会日程について

#### 出席委員

矢田和夫 田邊善郎 浅井利一 小川和久 濱田浩孝 濱中一茂  
木下和行 辻本寛一 濱口利貴 松田浩一 倉島 彰 奥村卓二  
木村那津子 中川かおり

#### 欠席委員

千田良仁

#### 事務局

事務局長 小林智彦  
主幹 中西健五  
主査 葛西 学

#### 行政

水産資源管理課  
(資源管理班)

技師 田中翔稀  
(漁業調整班)

課長補佐兼班長 西窪大輔  
主査 林茂幸

#### 傍聴者

なし

計 20 名

○矢田会長

ただいまから第 17 期第 10 回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。本日は委員総数 15 名中、千田委員が欠席で、14 名が出席していますので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき、議事録署名者として、浅井委員と倉島委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めているいただき、議長の指名を受けてからご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

1-1 ページをご覧ください。

令和 7 年 11 月 5 日付け農林水第 24-1058 号で三重県知事から諮問書が提出されています。

漁業法第 16 条第 5 項の規定で読み替える第 2 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（田中技師）

1-2 ページをご覧ください。今回の諮問はくろまぐろの積み上がりへの対応を目的として知事管理漁獲可能量の配分を変更するものです。くろまぐろ小型魚の知事管理漁獲可能量は現在 62.4 トンで、今回の変更によりその内訳は「定置漁業」が 22.8 トン、「中型まき網漁業」が 19.7 トン、「養殖用種苗」が 2.5 トン、「その他漁業」が 16.4 トンになります。そして、くろまぐろ大型魚の知事管理漁獲可能量は現在 52.6 トンで、今回の変更によりその内訳は「定置漁業」が 18.8 トン、「その他漁業」が 32.8 トンになります。

このことについて、1-4 ページの新旧対照表の右欄をご覧ください。令和 7 管理年度の 10 月末時点での知事管理漁獲可能量の配分率は、小型魚が 62.4 トン、大型魚が 52.6 トンありました。小型魚としては「定置漁業」が 17.8 トン、「中型まき網漁業」が 14.7 トン、「養殖用種苗」が 4.5 トン、「その他漁業」が 11.4 トンでした。大型魚としては「定置漁業」が 16.2 トン、「その他漁業」が 32.8 トンでした。

1-5 ページの「くろまぐろ漁獲状況と配分等の一覧」をご覧ください。小型魚の漁獲実績について、10 月末現在、「県全体」では 20.3 トン（消化率 32.5%）、「定置漁業」では 12.7 トン（消化率 59.3%）、「中型まき網漁業」は 1.0 トン（消化率 6.7%）、「養殖用種苗」は 2.4 トン（消化率 54.2%）、「その他漁業」は 6.3 トン（消化率 55.5%）でした。そして、大型魚の漁獲実績について、「県全体」では 22.7 トン（消化率 43.1%）、「定置漁業」では 12.7 トン（消化率 78.5%）、「その他漁業」は 9.9 トン（消化率 30.3%）になっていまし

た。大型魚の「定置漁業」で消化率が積み上がっていることが分かります。

1－6 ページの左側のグラフ「小型魚直近3管理年度の月別漁獲量」をご覧ください。赤色の実線は、小型魚の直近3管理年度の月別漁獲量の平均になります。このグラフから小型魚は例年12月以降に積み上がっていくことが分かります。

1－5 ページにお戻りください。漁獲実績は先ほど説明したとおりですが、「県留保」について、小型魚では14.0トン、大型魚では3.6トンが残っています。また、小型魚の「養殖用種苗」では、4.5トンの配分枠に対して2.4トンの漁獲実績があり、2.0トンの配分枠が余りました。このような状況に対応するため、小型魚については、「県留保」のうち13.0トンと、「養殖用種苗」の余剰分である2.0トンを足し合わせた15.0トンを、「定置網漁業」「中型まき網漁業」「その他漁業」にそれぞれ5.0トン配分したいと考えています。また、大型魚については、「県留保枠」のうち2.6トンを、「定置網漁業」に配分したいと考えています。これにより、小型魚の「配分後の漁獲可能量」は、「定置漁業」では22.8トン、「中型まき網漁業」では19.7トン、「養殖用種苗」では2.5トン、「その他漁業」では16.4トン、「県留保」は1.0トンになります。なお、「県全体」の小型魚の漁獲可能量は62.4トンで増減ありません。大型魚の「配分後漁獲可能量」は、「定置漁業」で18.8トン、「その他漁業」で32.8トン、「県留保」は1.0トンとなります。なお、「県全体」の大型魚の漁獲可能量は52.6トンで増減ありません。

1－3 ページの知事管理漁獲可能量の変更のポイントをご覧ください。ポイント4、それぞれの配分案の数量、考え方等については各関係漁業協同組合からの同意を得ています。ポイント6、また、今回の海区漁業調整員会終了後から令和7管理年度が終了する令和8年3月31日までの間に、急な漁獲の積み上がりにより変更の必要が生じた場合に委員会への諮問が間に合わなくなる可能性があります。ポイント7、このため、令和8年3月31日までの期間で漁獲可能量を変更する必要がある場合、各関係漁業協同組合が同意した場合に限り、漁獲可能量を変更します。ポイント8、なお、今回の方法により、漁獲可能量を変更した場合には、直近の委員会にて報告します。

なお、参考までに1－7ページ及び1－8ページに、関係法令である漁業法を載せています。

水産資源管理課からは以上です。

○矢田会長

それではただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○濱田委員

定置漁業では2kg以下のヨコワを結構放流してる。たぶんヨコワを放流しなかったら漁獲可能枠一杯までいくと思う。これからも2kg以下を放流するように指導をお願いします。ヨコワを放流し続けているので良い結果が出ると思う。

○水産資源管理課（田中技師）

三重県のくろまぐろ資源管理方針に2kg未満の小型魚を放流するように規定していますので、令和8管理年度も同じように2kg未満の小型魚を放流するように指導します。

○濱田委員

ある定置でヨコワを放流するように言うたら不満が出てきた。何とかならんのかって言うてたけど、2 kg以下を獲っているとすぐに枠が一杯になってしまう。

○水産資源管理課（田中技師）

小型魚の資源管理のためにも取り組みます。

○矢田会長

他ありませんか。

意見がないようでしたら、議案1については、県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○矢田会長

全員異議がないようですので、議案1については県原案どおりとされたい旨、答申することとします。

続きまして、議案2「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

2-1ページをご覧ください。

令和7年10月31日付け農林水第24-1057号で三重県知事から諮問書が提出されています。漁業法第16条第2項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（田中技師）

2-2ページ及び2-3ページをご覧ください。三重県資源管理方針に係るさんま、まあじ、まいわし太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度における漁業法第16条第1項に規定する三重県の知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めます。

さんまの知事管理区分は「三重県さんま漁業」で現行水準になります。まあじの同区分は「三重県まあじ漁業」で現行水準。まいわし太平洋系群の同区分は、「三重県まいわし中型まき網漁業」で6,000トン、「三重県まいわし機船船びき網漁業」で3,000トン、「三重県まいわしその他漁業」で現行水準。かたくちいわし太平洋系群の同区分は、「三重県かたくちいわし漁業」で107,000トンの内数になります。

2-4ページの「知事管理漁獲可能量の設定のポイント」をご覧ください。ポイント2、三重県では、これまで、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、するめいか、くろまぐろ（小型魚、大型魚）、まさば及びごまさば太平洋系群の6魚種について知事管理漁獲可能量を設定しています。令和7年1月からはかたくちいわし太平洋系群、令和7年7月からはぶりも知事管理漁獲可能量の設定を試行しています。

ポイント3、令和8管理年度の知事管理漁獲可能量の配分にあたり、令和7年10月27日付けで国から県に対して、当初配分の通知がありました。

2-6ページをご覧ください。さんま及びまあじの「定めようとしている都道府県別漁獲可能量」は「現行水準」、まいわし太平洋系群は「10,800トン」、かたくちいわし太平洋系群は「107,000トンの内数」になります。今回配分量が示された4魚種のうち数量管理を行うものは、まいわし太平洋系群のみです。

2-8ページの三重県資源管理方針の抜粋をご覧ください。その別紙1-3の第3には、まいわし太平洋系群の知事管理漁獲可能量への配分について、「本県に配分された漁獲可能量のうち、基本として直近3カ年の漁獲実績に応じ、その他漁業実態を勘案してそれぞれの知事管理区分に按分する。」と規定されています。

2-11ページの「令和8管理年度のまいわしのTAC配分算定方法」をご覧ください。従来どおりの方法で行うと、中型まき網漁業の配分割合は83.4%で知事管理漁獲可能量が7,200トン、機船船びき網漁業の配分割合は16.6%で知事管理漁獲可能量が1,400トンになります。

2-10ページの「直近10か年における水揚数量の推移」をご覧ください。令和4年から令和6年までのまいわしの漁獲量は、黒潮大蛇行等の影響により異例の不漁年になっていました。三重県資源管理方針の規定のとおりまいわしの漁獲可能量の配分を算定すると2-11ページに示す結果となり、これは本来の漁獲実績を反映していないと考えられました。参考として2-4ページのポイント6に記載していますが、黒潮大蛇行が終息した令和7管理年度10月31日時点での中型まき網漁業と機船船びき網漁業の漁獲割合はそれぞれ52.6%と46.7%になっています。

2-4ページのポイント7になります。そこで、現状の漁獲実績を反映した適正な配分になるよう、今回は直近10か年での漁獲実績を元に按分することにしました。その結果、中型まき網漁業の配分割合は64.7%で知事管理漁獲可能量が6,000トン、機船船びき網漁業の配分割合は35.3%で知事管理漁獲可能量が3,000トンになりました。なお、配分の算定方法は、2-12ページに示していますのでご確認ください。なお、これらの当初配分の案につきましては、各漁業関係者からの同意は得ています。

水産資源管理課からの説明は以上です。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○濱口委員

同意を得ると言うけど、現場ではこんな数字では足りないという意見ばかりなんやな。過去3年間マイワシが獲れなかったから、数字が小さいのは仕方がないとしても。

今年も獲れて今も獲れ続けている状況も加味して来年度の数字を決めて欲しかった。漁師に言わせると、来年も絶対に獲れるっていう中で、この決められた数字で漁したところで、すぐに枠一杯になる。マイワシの値が上がった時に枠が一杯で獲ることができないといかんとやうて自主規制をしている。うちの漁協やよその漁協も一緒やけど、ばっち網や船びき網の水揚げっていうたら漁協収入の半分以上を占めている。漁が休みってことは漁協経営も大打撃なんや。こういう状況を漁師自ら会議で声を上げている。とにかく来年の追加配分をわずかでももらえるように一年中声上げて欲しい。県もよろしく頼みます。

○水産資源管理課（田中技師）

国からの当初配分が少ないことは、漁業者が思うのと同じように私もそう思っています。それで国に追加配分を要望していますし声も上げ続けています。また、配分方法の見直し等はTAC意見交換会等で意見を出していきたいと考えています。

○矢田会長

私も同じ漁をやっとるけど、愛知県は数量の設定がされていないのに、同じ漁場でやっとな三重県だけが設定されるというのが不満なんさな。この三重県の知事管理漁獲可能量10,800トンね。

○水産資源管理課（田中技師）

伊勢湾内で不公平感があるということは私も理解しており、愛知県と話をしています。愛知県はこの直近3か年の漁獲実績が良かったので、数量明示になる可能性も考えられますが、愛知県が数量明示されたとしても三重県の知事管理漁獲可能量が十分になるわけではありません。それで伊勢湾内の不公平感をなくすというよりは、水産庁からの追加配分がもらい易いような制度に改めてもらえるように、水産庁に働きかけています。

○矢田会長

よろしくお願いします。

他にありませんか。

意見がないようでしたら、議案2については、県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○矢田会長

全員異議がないようですので、議案2については県原案どおりとされたい旨、答申することとします。

続きまして、議案3「区画漁業（藻類養殖業）」に係る三重海区漁場計画の変更のための公聴会の開催について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

3-1 ページをご覧ください。

議案3につきましては、令和7年10月24日付け農林水第24-4221号で三重県知事から諮問書が提出されています。

新たな区画漁業権（藻類養殖業）に係る内容を追加するため、漁業法第64条第8項で準用する同法第64条第4項の規定に基づき、当委員会の意見が求められています。

3-6 ページをご覧ください。こちらには漁業法第64条（海区漁場計画の作成の手続）の規定を付けています。

当委員会が海区漁場計画の変更に関して知事に意見を述べようとするときは、漁業法第64条第8項で準用する同条第5項の規定に基づき、公聴会を開催し、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者、その他の利害関係人の意見を聴く必要がありますので、その公聴会の開催についてお諮りするものです。

変更する海区漁場計画の内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（林主査）

漁業権に関する議案になります。この議案について、初めての委員も見えますので、まず、三重海区漁場計画とは何かを説明します。

3-5 ページの参考資料、中段以下の漁業法の抜粋をご覧ください。

海区漁場計画は、漁業法第62条で5年ごとに知事はその管轄する海面において定めるとされており、漁業権を設定するためにあらかじめ定める必要がある計画です。この計画を定めないと、免許の申請を受け付けることはできません。

現在の三重海区漁場計画は、前回の漁業権一斉切替を行うために、令和5年に定められたものです。

計画には、同法第62条第2項にありますように、漁場の位置や区域、漁業の種類等を定めます。

具体的には、3-3 ページをご覧ください。内容については、後ほど改めて説明しますが、このような内容を定めます。

では、本題に入ります。四日市市漁業協同組合から、新たにわかめ養殖を始めたいため、藻類養殖を行うための漁業権を取得したいとする要望がありました。

四日市市漁業協同組合は、近年の海況の変化に伴い、休漁が続くイカナゴ漁に替わる新たな漁業収入を確保するため、県の水産業普及指導員と共にわかめの試験養殖を重ねた結果、良好な成績を得ることが出来たため要望に至ったものです。

漁業権一斉切替後ではありますが、近年の海況の変化に対応するための要望であり、新たな漁業権の設定を行うために、海区漁場計画の案を作成しました。

3-6 ページをご覧ください。漁業法第64条（海区漁場計画の作成の手続）第4項の規定により、委員会のご意見を伺うものです。

3-1 ページ諮問書をご覧ください。新たな区画漁業権に係る内容を追加するため、三重海区漁場計画を変更したいとしています。新たな漁業権を設定するためなのに変更とは、新規ではないのかと疑問に思われる方もお見えかと思えます。3-5 ページ、上段の三重海区漁場計画の概要をご覧ください。三重海区漁場計画は三重県内の定置漁業、共同漁業、区画漁業のそれぞれ一つずつの漁業権の内容、現在合計 1,023 件ですが、これらを全部まとめて 1 冊の本のような一つの計画になっています。今回は、わかめ養殖の要望ですので、区画漁業の藻類養殖業に 1 件、1 ページを加える形となります。このため、三重海区漁場計画の変更となります。

3-3 ページをご覧ください。今回新たに定める内容です。公示番号は三重区第 500 号、漁業の種類は第 1 種区画漁業、漁業の名称は藻類養殖業、漁業時期は 11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで、漁場の位置は四日市市大字塩浜地先です。

3-4 ページの漁場図をご覧ください。鈴鹿川河口付近の四日市港内となります。

3-3 ページにお戻りください。条件は、漁場の位置が四日市港内でもあるため夜間標識の設置になります。関係地区は四日市、磯津、楠町です。存続期間は免許予定日の令和 8 年 6 月 1 日から次回の漁業権一斉切替時の他地区の藻類養殖業の存続期間に合わせ、令和 10 年 8 月 31 日までになります。個別漁業権又は団体漁業権の別は団体漁業権になります。なお、この個別漁業権・団体漁業権の別は、漁業権行使の面からの分類で、定置漁業や真珠養殖業など個人に免許する場合は個別漁業権、漁業協同組合に免許する場合は団体漁業権となります。今回は四日市市漁業協同組合への免許を予定しています。

免許申請期間は令和 8 年 2 月から 3 月、免許予定日は令和 8 年 6 月 1 日を予定しています。

次に、3-2 ページ新旧対照表をご覧ください。先にご説明したとおり、三重海区漁場計画は複数の漁業権が集まり一つの計画になっています。そのため、先ほどの 3-3 ページの内容を間に差し込む形となります。

具体的には、三重海区漁場計画は定置漁業の 1 番から始まり、次に共同漁業、その次に区画漁業の藻類養殖業と続いており、今回は三重区第 394 号の次に差し込みます。三重区第 394 号が現在の藻類養殖業の最後の番号です。今回の公示番号は第 395 号ではなく、漁業権一斉切替後の新規の漁業権として区別するために第 500 号としています。

この新規区画の次からの三重区第 1001 号から三重区第 4127 号の内容に変更はありません。なお、三重区第 1001 号は魚類養殖業になります。三重区第 4127 号は貝類養殖業の最後の番号となり、この間に真珠養殖業、真珠母貝養殖業も入っています。

最後に、この計画案を作成するにあたり、事前に漁業者や船舶運航者などが対象となる利害関係人の意見聴取を行った結果、意見はなく、海域を管理する四日市海上保安部並びに四日市港管理組合とも協議済みです。

説明は以上です。

○矢田会長

ただいまの説明についてご質問はありませんか。

○濱口委員

今回の件は、四日市市漁協にその権利をおろすってことやろ。

○水産資源管理課（林主査）

藻類の区画漁業権になりますので四日市市漁協に免許することになります。

○矢田会長

他にご意見ありませんか。

それでは、公聴会を開催することとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○矢田会長

それでは、公聴会の開催を決定いたします。

公聴会の日程について、事務局から提案してください。

○事務局（中西主幹）

公聴会の開催日程について提案します。

3－7ページの「三重海区漁業調整委員会の公聴会に関する規程」をご覧ください。

まず、第4条には、「公聴会は、定数の過半数の委員会の委員が出席しなければ開くことができない。」と規定されていますので、過半数の委員の出席が必要になります。

次に、第5条第1項及び第2項をご覧ください。第5条第1項には、「委員会は、公聴会を開こうとするときは、その開催期日の1週間前までに日時、場所及び案件を公示するものとする。」と規定されています。そして同条第2項には、「前項の規定による公示は、三重県公報に登載して行う。」と規定されています。先ほど公聴会の開催を決定したところですが、内部の手続きもありますので、三重県公報の登載は11月28日（金）となる見込みです。関係者への文書の通知作業もありますので、公聴会の開催は、12月16日（火）、場所は海区漁業調整委員会委員室での開催を提案します。当日は午前10時から10時30分まで公聴会を開催し、そして午前10時30分から第11回海区漁業調整委員会を開催したいと考えています。

事務局からは以上となります。

○矢田会長

委員の皆さん、日程案についていかがでしょうか。

よろしいですか。

○委員

（異議なし）

○矢田会長

それでは、12月16日（火）午前10時から公聴会を開催します。

続きまして、議案4「うみがめ等の採捕に関する委員会指示について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

4-1ページをご覧ください。うみがめ等の採捕に関する委員会指示は、平成4年4月1日付けで水産庁振興部長及び研究部長から、都道府県水産主務部長及び海区漁業調整委員会会長あてに発出されたうみがめの管理・保存についての通知に基づいています。

最初の委員会指示は平成4年8月7日付けで発出し、以後毎年更新していますが、継続して発動するかどうかをお諮りするものです。

本日配布した4-21ページをご覧ください。水産庁通知の冒頭部分になります。うみがめはワシントン条約で絶滅のおそれのある種に指定されており、国際取引が原則禁止されていました。当時、日本は国内産業の保護の観点からひめうみがめについて一部留保を付けていましたが、捕獲については都道府県漁業調整規則及び海区漁業調整委員会指示等により規制を行っていました。平成4年3月に、ひめうみがめはワシントン条約の留保を撤回しましたが、水産庁からうみがめの調査研究及び適正な管理・保存を行うにあたって、関係者を十分に指導するようという通知が発出されたこともあり、次のとおり指導等を行っています。

「1. うみがめを目的とする採捕について」の「(1)「採捕規制について」に記載のとおり、うみがめの採捕の実績がある都県については、漁業調整規則又は海区漁業調整委員会指示により適正な規制を行うこと。

「2. 混獲されたうみがめについて」に記載のとおり、定置網等に混獲されたうみがめを発見した場合、生きているものは生きたまま海に戻すよう最善の努力をすること。現状ではその数は少ないが、死んでるものについては、伝統的に利用する習慣のある地域を除き、埋没、焼却等適切な処理を行うこと。

「3. うみがめの保護について」の「(1)産卵場の保護について」に記載のとおり、うみがめの産卵場がある都府県においては、産卵場が漁業法で規定する海面に該当することに鑑み、海区漁業調整委員会の指示を行う等所要の措置を講じ、うみがめ及びその卵が違法に採捕されることがないように、また、うみがめの産卵が適切に行われるよう、産卵場の整備、稚亀や卵の不法採捕の防止に努めることになっています。

また、4-24ページ及び4-25ページに環境省自然環境局が作成した「ウミガメ保護ハンドブック」に載せられている「ウミガメの種類と特徴」について、ご参考までに資料を付けました。4-25ページには「日本で産卵するウミガメ3種の見分け方」として、あかうみがめ、あおうみがめ、たいまいの見分け方を記載しています。とりわけ本県の委員会指示に係るうみがめは、あかうみがめ、あおうみがめになります。その両種の見分け方は、あかうみがめは後肢付近で甲羅の縁が凹んでいますが、あおうみがめは甲羅の縁は滑らかであるという違いがあります。そして頭部については、あかうみがめの前額板が4～5枚に対して、あおうみがめの前額板が2枚という違いがあります。

次に、令和7年のうみがめ等の採捕承認、採捕報告、遺がい処理報告の実績等について

報告します。

4-17 ページの「令和7年うみがめ等採捕承認」をご覧ください。現在5件の承認を行っています。その多くは例年申請があるもので、卵や幼体の保護、調査を目的とするものです。

4-18 ページの「令和7年うみがめ等採捕報告」をご覧ください。11月5日現在、令和7年度に採捕承認したもののうち報告を受けているものはありません。

4-19 ページの「令和7年うみがめ等遺がい処理報告」をご覧ください。あかうみがめの報告件数は12頭、あおうみがめは25頭、合計37頭の遺がい処理を行った旨の報告が各関係機関から提出されました。

4-1 ページにお戻りください。こちらは委員会指示の変更案になります。4-2 ページは現行の委員会指示になります。今回変更するところは、告示日、会長名、指示の有効期間です。変更箇所には、アンダーラインを引いています。なお、告示日は「令和7年12月2日」と記載していますが、議案3に関係する公聴会の公報掲載日と同日で掲載したいため「令和7年11月28日」に変更します。有効期間は、「令和8年1月1日から令和8年12月31日」までの1年間です。

4-3 ページをご覧ください。「うみがめ等採捕承認事務取扱要領」の変更案になっています。4-4 ページは現行の事務取扱要領になります。

4-5 ページから4-14 ページまでが「うみがめ等採捕承認事務取扱要領」に規定している様式になります。こちらは内容に変更がありません。

4-15 ページの「うみがめ等の採捕に係る委員会指示の採捕承認基準」の変更案になります。4-16 ページは現行の採捕基準になります。事務取扱要領の制定日と有効期間は告示日に合わせたいと考えています。

なお、公報掲載にあたり軽微な変更等が生じた場合には事務局一任でお願いします。

ご審議をよろしくお願いします。

事務局からは以上です。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○松田委員

4-17 ページで「かめっぷり」顧問が「准教授」になっていますがどなたですか。

○事務局（中西主幹）

船坂教授です。

○松田委員

ありがとうございます。

もう一点いいですか。水産庁通知の中で、「産卵場が漁業法で規定する海面に該当することに鑑み」とありましたが、漁業法でいう海面は海岸の随分上の方まで来るのですか。

○事務局（中西主幹）

海岸線は春分または秋分の日の最大高潮時になります。

○松田委員

ウミガメはそれよりも陸側で産卵するような気がします。

○事務局（中西主幹）

事務局ではウミガメが海岸のどの場所で産卵するのかを把握していません。採捕承認された者は採捕報告を提出する必要がありますので、その際に確認することができます。

○松田委員

特に全体には関係ないので結構です。漁業法では海面がどこまでなのかが決められているのかと思っただけなので。

○矢田会長

他にご意見はありませんか。

○委員

（意見なし）

○矢田会長

それでは、議案4については、事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○矢田会長

全員異議がないようですので、議案4については、事務局原案どおり発動することとします。

続きまして、議案5「くろまぐろ養殖業に関する委員会指示について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

5-1ページをご覧ください。この委員会指示は、くろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業で用いられる1年当たりの天然種苗の活込尾数の制限に関する事項になります。平成26年1月から発動しているもので、現在のくろまぐろ養殖に関する委員会指示を継続して発動するかどうかご審議をお願いするものです。

委員会指示の主な内容は、天然種苗の活込尾数の制限、天然種苗の活け込みをした数量の報告になります。

例えば、三重区第1501号の行使者は、令和8年において活込尾数が16,000尾を超えて

はいけません。そして1月から6月までの期間は7月10日までに委員会へ報告することになります。7月1日から9月末までの期間は翌月の10日までに、10月から12月までの期間は活け込みをした日から3日以内に委員会へ報告することになります。

5-5ページをご覧ください。委員会指示を発動するに至った経緯について説明します。平成24年10月26日付け農林水産省指令24水管第1698号において、農林水産大臣から三重県知事に対して、「2. 指示の内容」(1)の下線部のとおり指示が出されました。「くろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業で用いられる1年当たりの天然種苗の活込尾数が、漁場の位置及び区域等の新たな決定又は変更により、平成23年に当該区画漁業で用いられた天然種苗の活込尾数よりも増加することのないよう、免許の内容たるべき事項等の決定又は変更を行わなければならない。」

これを受けて、本県では、平成26年1月1日の漁業権一斉切替に先立ち、平成25年以降の養殖計画について、各くろまぐろ養殖業者に対し、養殖施設の規模や活込尾数の変更等について調査が行われました。その結果、施設規模又は活込尾数が変化する漁場については、天然種苗の活込尾数が計画どおりに行われることの担保として、委員会指示により数量の報告を義務付けることになりました。平成26年1月1日以降の漁業権一斉切替においても、本県では、免許内容の制限又は条件に記載せずに、委員会指示の発動により担保しています。

なお、委員会指示による報告義務がないくろまぐろ養殖業の養殖漁場は、施設規模や活込尾数が変わらないとされた養殖漁場です。

5-6ページをご覧ください。こちらは取扱注意の資料になります。現在、三重県海域においては、くろまぐろ養殖業の区画漁業は三重区第1501号(宿浦)、第1502号(奈屋浦)、第1503号(神前浦)、第1504号及び第1505号(甫母須野・二木島)で免許されています。このうち委員会指示の対象となるのは、三重区第1501号、三重区第1502号-2、三重区第1503号の3か所になります。

令和7年11月5日現在のくろまぐろ養殖業の天然種苗活込尾数について、三重区第1501号では16,000尾の上限に対して5,525尾、三重区第1502号-2では8,000尾の上限尾数に対して活け込みなし、三重区第1503号では30,000尾に対して9,968尾の活け込みになっています。

5-1ページにお戻りください。こちらが今回の委員会指示の改正案になります。5-2ページが現行の指示です。下線部分に変更箇所になります。変更箇所は、告示番号、告示年月日、会長名、指示の有効期間です。内容に変更はありません。

なお、告示日は「令和7年12月2日」と記載していますが、公聴会の公報掲載日と、委員会指示の発動日を同一にしたいと考えています。

5-3ページは「くろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業で用いられる1年当たりの天然種苗の活込尾数の制限にかかる事務取扱要領」の改正案、5-4ページは現行の事務取扱要領になります。要領の制定日と有効期間の開始日は、委員会指示の告示日に合わせたいと考えています。内容に変更はございません。

ご審議をよろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

意見がないようですので、議案5については、事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○矢田会長

全員異議がないようですので、議案5については、事務局原案どおり発動することとします。

続きまして、報告事項1「令和7年度和歌山・三重連合海区漁業調整委員会の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

6-1ページをご覧ください。

令和7年10月17日付け和漁調第51号で和歌山海区漁業調整委員会会長から三重海区漁業調整委員会会長あて通知がありました。

内容は、和歌山・三重両県さんま漁業協定書について、令和7年度和歌山・三重連合海区漁業調整委員会（書面開催）において審議した結果、委員全員異議なく協定書の継続が決定したというものです。

なお、連合海区は10月9日に和歌山県で開催予定でしたが、台風の接近に伴い対面開催ではなく書面開催に急遽切り替えて行いました。

6-2ページ及び6-3ページが協定書になります。今年度の協定書は、昨年度から変更はありません。

6-4ページ以降が、連合海区（対面開催）の際の資料になります。概要を説明します。

6-13ページをご覧ください。和歌山県のさんま漁業許可件数は、棒受網が34件、流し網が9件になっています。

6-14ページをご覧ください。令和6年度の和歌山県さんま漁獲量は0トンです。

6-16ページをご覧ください。三重県のさんま漁業許可件数は、流し網が3件、棒受網が3件になっています。

6-17ページをご覧ください。令和6年度の三重県さんま漁獲量は0.07トンです。

事務局からは以上です。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

それでは特にないようですので、次に進みます。

報告事項2「全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

7-1 ページをご覧ください。10月20日（月）、21日（火）に開催した東日本ブロック会議について報告します。委員の皆さまにおいては、お忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。

ブロック会議は10月20日午後2時半から、津駅前のホテルグリーンパーク津6階会議室で行われました。出席者は合計56名でした。

議事は記載のとおり進行され、第1号議案、第2号議案ともに原案どおり可決しました。

その他の事項については「海洋異変と漁業権漁場について」、静岡海区から照会がありましたが、都道府県からは特に意見等はありませんでした。

会議後に、水産庁の土方課長補佐から「海区漁業調整委員会の権限と役割」と題して、ご講演をいただきました。

21日（火）の現地視察には34名が参加し、鳥羽水族館において、海の博物館の平賀館長及び三重大学大学院生物資源学研究科の松田教授からご講演をいただきました。

事務局からの説明は以上です。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

それでは、特にないようですので、次に進みます。

その他事項1「真珠養殖いかだ登録票の貼付状況等調査結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中西主幹）

8-1 ページをご覧ください。

令和7年10月16日付け三真適協第7号で三重県真珠養殖適正化対策協議会会長から、

真珠養殖用いかだ登録票の貼付状況等調査結果の通知がありました。

8-2ページをご覧ください。

三重県真珠養殖適正化対策協議会会長から三重外湾漁業協同組合代表理事組合長あての通知の写しになります。調査結果と指示内容になります。

的矢湾、英虞湾内の20地区の結果について、全ての地区で貼付率が80%以上でした。8-3ページに地区毎の結果を示していますが、20地区のうち17地区での評価は、5段階評価で最も良い5になっています。なお、和具地区については、8-4ページ及び8-5ページの写真のとおり、真珠筏が破損し放置されている筏が見受けられることから撤去する対策を講じるよう指示が出されています。

また、11月20日(木)に、南伊勢町の宿浦、神原、五ヶ所浦、方座浦、神前浦において、真珠漁場調査が行われる予定になっています。調査に参加される委員におかれましては、対応等よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○矢田会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○矢田会長

それでは、特にないようですので次に進みます。

その他事項2「次回の委員会の日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局(中西主幹)

次回の委員会ですが、先ほどの決定どおり12月16日(火)10時からの公聴会の開催に引き続き10時30分から委員会を開きたいと考えています。

場所は、三重海区漁業調整委員会委員室です。

次回委員会の議題は、「とらふぐ産卵親魚の保護に関する委員会指示について」、報告事項は「第43回太平洋広域漁業調整委員会の結果について」、「第34回太平洋広域漁業調整委員会南部会の結果について」です。

○矢田会長

それでは、次回の委員会は12月16日(火)10時30分からの開催でよろしくお願いいたします。なお、公聴会は12月16日(火)10時からの開催となりますので、よろしくお願いいたします。

これもちまして、委員会を閉会いたします。ありがとうございました。